

安心確保のための きのこ生産標準

～安心なきのこを生産するための

工程管理システム～



平成 18 年 6 月 1 日 初版発行

財団法人 日本きのこ研究所

安心確保のためのきのこ生産標準

目次

はじめに	1
I. 「安心確保のためのきのこ生産標準」の基本方針	
1. 「安心確保のためのきのこ生産標準」の特徴	2
2. HACCP（ハサップ）システムと「安心確保のためのきのこ生産標準」	3
1) HACCPシステムの特徴	3
2) HACCPの歴史と現状	3
3) HACCPの7原則	3
4) HACCPシステム構築の手順と「安心確保のためのきのこ生産標準」の要点 ..	4
3. 食品における危害要因の認識	12
4. 本書で使われる用語解説	14
5. 管理重要度ランクと重要管理点、一般管理点	19
6. 認証のための必要な記録帳とチェックシート、及びその他の条件	20
7. 認証に必要な書類	21
II. 危害管理生産工程解説	
1. 原木しいたけ危害管理生産工程解説と管理書類	23
1) 原材料準備	23
2) 種菌接種・ほだ木作り	24
3) 発生操作	24
4) 収穫・選別・出荷	25
5) 生産環境	26
6) 各工程及び管理対象の改善措置の実施記録について	26
7) 生しいたけ原木栽培工程図	27
8) 生しいたけ原木栽培危害要因系統図	28
9) 危害要因管理表（生しいたけ原木栽培）	29
10) 危害要因解説（危害管理基準と基準達成のための手段及び改善措置）.....	32
2. 菌床しいたけ危害管理生産工程解説と管理書類	45
1) 原材料準備	45
2) 仕込み・殺菌	46
3) 菌床冷却・種菌接種・培養	47
4) 発生操作	48
5) 収穫・選別・出荷	48
6) 生産環境	49
7) 各工程及び管理対象の改善措置の実施記録について	49
8) 生しいたけ菌床栽培工程図	50
9) 生しいたけ菌床栽培危害要因系統図	51
10) 危害要因管理表（生しいたけ菌床栽培）	53
11) 危害要因解説（危害管理基準と基準達成のための手段及び改善措置）.....	56

Ⅲ. きのこと生産衛生管理標準

1. 原木栽培	73
1) 施設	73
2) 作業者	73
2. 菌床栽培	74
1) 施設	74
2) 作業者	75
3. 消毒剤使用マニュアル<特に菌床きのこ生産において>	76
1) 本標準で使用できる消毒剤	76
2) 本標準の推奨消毒法	76

Ⅳ. 管理項目の管理基準要約一覧

1. 原木しいたけ生産	78
2. 菌床しいたけ生産	81

Ⅴ. チェックシートN0の場合の対策とその実施記録

1. 原木しいたけ生産	86
1) 原木モデルA <発生管理チェックシート>	86
2) 原木モデルB <収穫・出荷チェックシート>	86
3) 原木モデルC <集荷・出荷チェックシート>	88
4) 原木モデルD <生産環境チェックシート>	90
2. 菌床しいたけ生産	91
1) 菌床モデルA <材料・資材管理チェックシート>	91
2) 菌床モデルB <菌床仕込み・清浄室衛生管理チェックシート>	93
3) 菌床モデルC <培養・収穫チェックシート>	93
4) 菌床モデルD <収穫・出荷チェックシート>	95
5) 菌床モデルE <集荷・出荷チェックシート>	96
6) 菌床モデルF <生産環境チェックシート>	98

Ⅵ. チェックシート及び記録帳様式モデル 100

Ⅶ. 付録

有機農産物の日本農林規格 別表1 および3

平成18年8月10日 一部改訂
平成19年3月30日 一部改訂

はじめに

近年、腸管出血性病原大腸菌 O-157 の事件や BSE 問題、また危害には至っていないものの、農産物の無登録農薬の使用や残留農薬の問題が大きく報道されるようになりました。きのこに関しても数年前に中国産しいたけの残留農薬の問題がありました。

このようなことをきっかけとして、消費者の食の安全に対する考え方は、より現実的な厳しいものになってきました。さらに、この食の安全に関する要求は生産者側への厳しい要求となりつつあります。

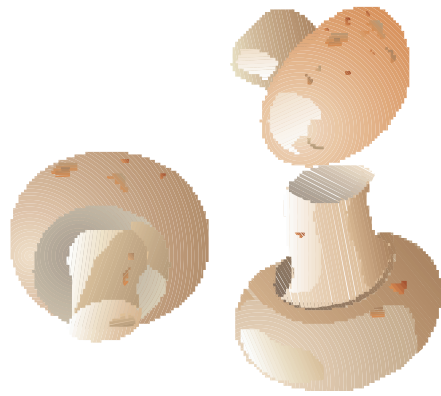
財団法人日本きのこ研究所はこれらの背景を十分に考慮しながら、以前よりきのこの食品安全について、真摯に取り組んでまいりました。

本標準書の作成にあたり、最初に検討したのは、きのこ生産者の経営面ときこの消費者の信頼面の共通認識の持てる方法の選択でした。その結果、(財)日本きのこ研究所は、HACCP システムの考え方を取り入れた生産管理方式が消費者の信頼を得やすいと考え、ここに「安心確保のためのきのこ生産標準」を提唱していくことにしました。

本標準書は生しいたけの生産についての生産管理システムですが、衛生管理については原木を使用する他のきのこや菌床、瓶栽培きのこにも十分に応用できるものになっていると思います。また認証にこだわることなく、多くのきのこ生産者に利用していただき、この標準書を通じて日本のきのこ栽培技術の向上と普及に貢献することが(財)日本きのこ研究所の業務であると理解しております。

平成 18 年 6 月 1 日

財団法人日本きのこ研究所理事長 森 裕美



～本書の内容は、予告なく改訂、変更されることがあります～

(非売品)